

# 地域における質の高い高等教育機会の確保のための方策について —連携と統合の可能性—

平成29年8月23日

# これまでの大学間連携について①

## 1. 制度的整備

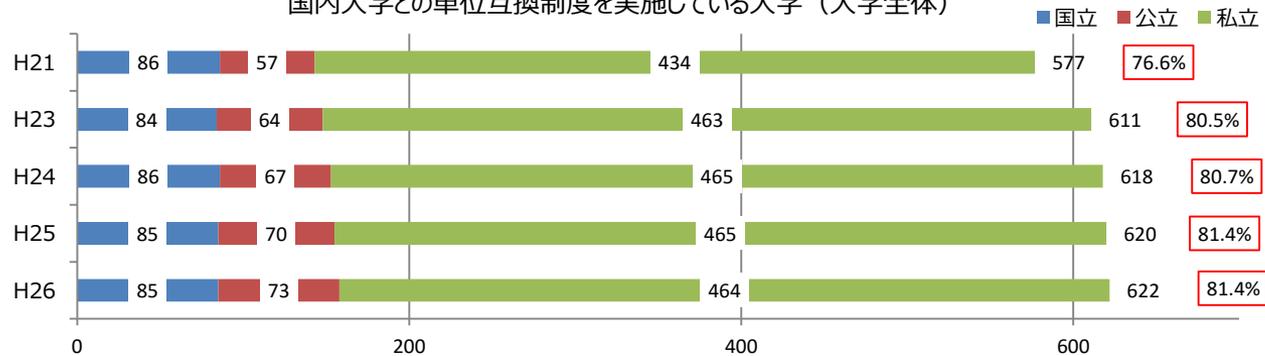
### ①単位互換

- ・昭和47年の大学設置基準改正により、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることが可能となった。  
(学部の場合、卒業要件の124単位のうち修得できる上限は30単位)
- ・平成11年より、単位互換の上限が拡大され、学部の場合60単位まで単位互換が可能となった。
- ・平成26年度において、国内大学との単位互換制度を実施している大学は622大学で、全大学の81.4%※に達している。

※『大学における教育内容等の改革状況について(平成26年度)』より

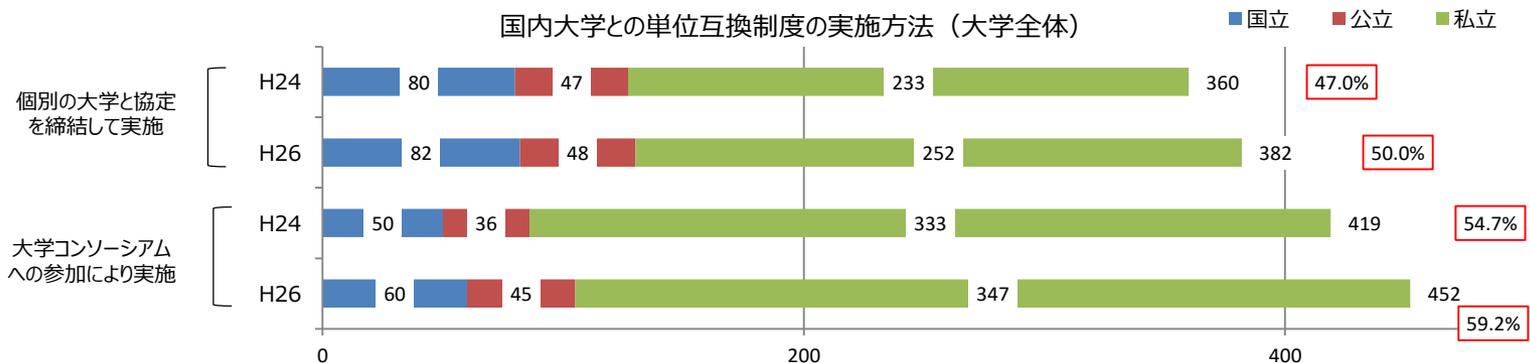
### <国内の大学との単位互換制度の実施状況>

国内大学との単位互換制度を実施している大学 (大学全体)



※大学院のみを設置する大学は母数に含めない。  
※平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。(以下同様)

### 国内大学との単位互換制度の実施方法 (大学全体)



# これまでの大学間連携について②

## ②入学前の既修得単位の認定

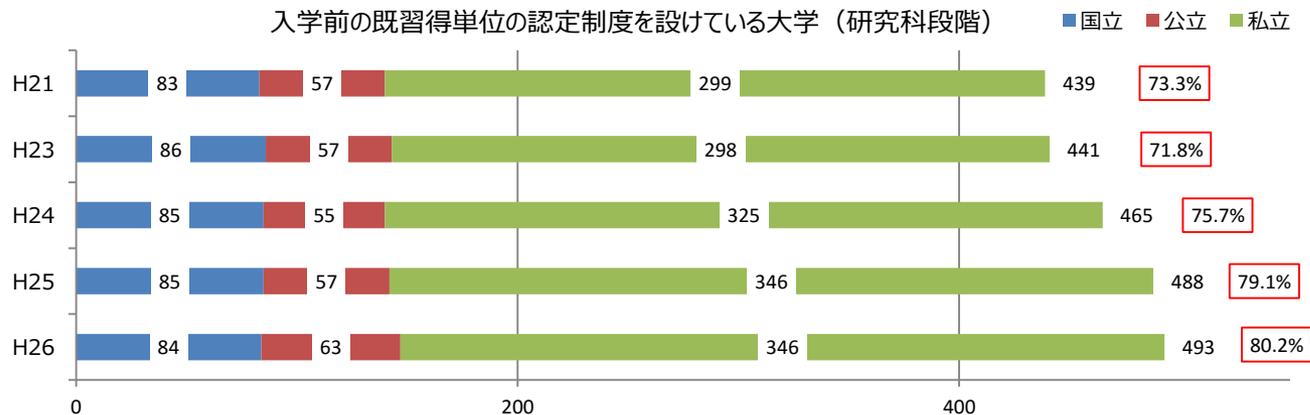
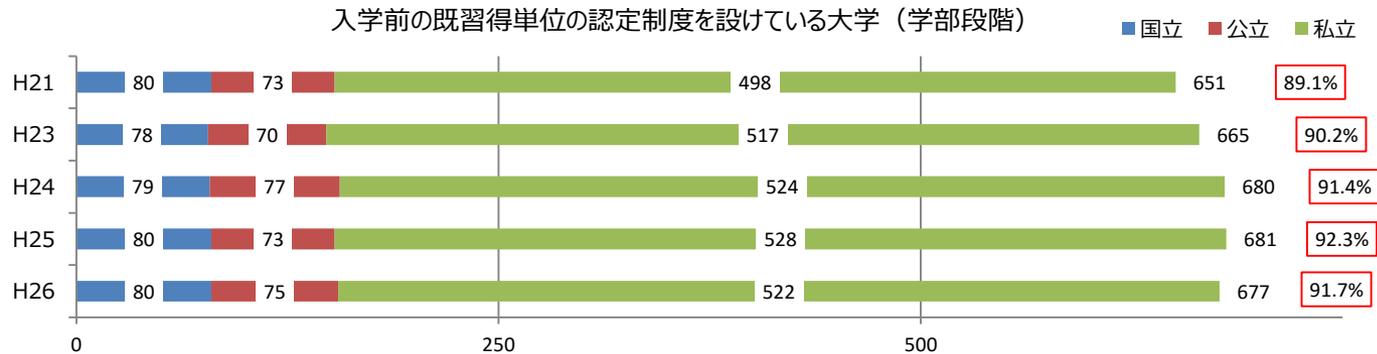
・平成3年の大学設置基準改正により、学生が入学前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位、入学前に行った短期大学専攻科・高等専門学校専攻科における学修を当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることが可能となった。

(学部の場合、卒業要件の124単位のうち修得できる上限は60単位)

・平成26年度において、入学前の既修得単位等の認定制度を設けている大学は677大学で、全大学の91.7% (※)に達している。

※『大学における教育内容等の改革状況について(平成26年度)』より

### <入学前の既修得単位の認定制度を設けている大学>



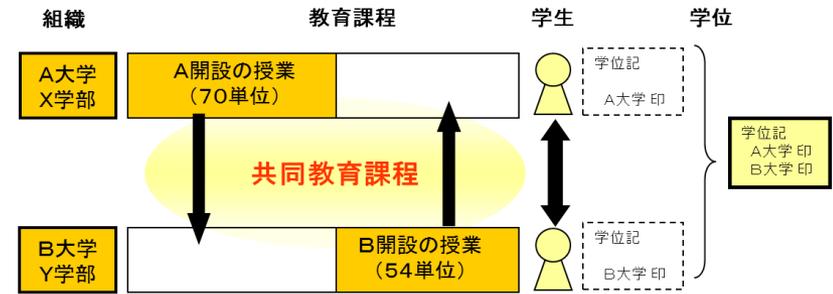
# これまでの大学間連携について③

## ③共同実施制度

- ・経済・社会のグローバル化の中、大学は「知の拠点」として各地域の活性化への貢献とともに、国際的な大学間競争の中で新たな学際的・先端的領域への先導的な対応も必要。
- ・このため、複数の大学がそれぞれ優位な教育研究資源を結集し、共同でより魅力ある教育研究・人材育成を実現する大学間連携の仕組みを整備。

	「共同実施制度」 〔制度創設：平成21年3月1日〕	「連合大学院」 〔制度創設：平成15年4月1日〕	「連携大学院」 〔制度創設：平成元年9月1日〕
概念図			
組織	複数の「構成大学院」がそれぞれ専攻等を設置。複数の専攻を「共同専攻」という。 ※「構成大学院」は対等であり、中心となる「基幹大学」等の概念はない	中心となる一大学を「基幹大学」に、連合研究科を設置。 「基幹大学」以外の大学は、連合研究科の教育研究に協力する。	制度は通常の大学院と同じ 学外の高度な研究水準をもつ国立試験研究所等の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つ (連携先の研究所等において学生の研究指導を行うなどの教育研究の手法が異なる)
学生	全ての「構成大学院」に在籍	「基幹大学」の研究科に在籍	
教員	それぞれの「構成大学院」に所属	「基幹大学」に所属 (参加大学の教員は併任)	
教育課程単位	全「構成大学」が共同で一つの教育課程を構成・実施 全「構成大学」の連名で授与	「基幹大学」が、「参加大学」の協力を得て、教育課程を構成・実施 「基幹大学」名で授与	
実施大学数	(学部段階) 4共同課程 8大学 (平成28年4月1日現在) (国立)8大学 (大学院段階) 13共同課程 27大学 31研究科 (同上) (国立)11大学 (公立)5大学 (私立)11大学	15大学 17研究科 (平成28年4月1日現在) (国立)13大学 15研究科 (私立)2大学 2研究科	131大学 274研究科 (平成28年3月末現在) (国立)59大学 142研究科 (公立)16大学 28研究科 (私立)56大学 104研究科

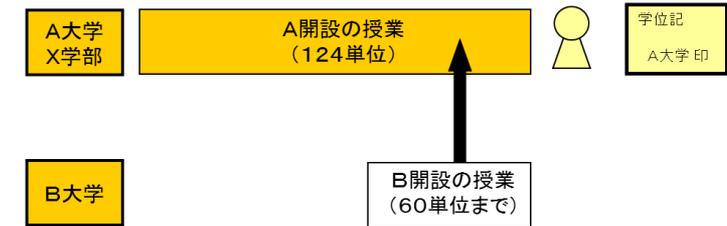
### ■学部段階の場合のイメージ



※構成大学のうちの他の大学における授業科目の履修を自大学の授業科目の履修とみなす。

※授業科目を「自ら」開設すること(大学設置基準第19条)の特例

(参考) 現行の単位互換



# これまでの大学間連携について④

## 2. 予算的措置

### ①-1「戦略的大学連携支援事業」(平成20年度～平成23年度)

※平成21年度から「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」に統合して実施

国公立大学等間の積極的な連携を推進し、各大学等における教育研究資源を有効活用することにより、教育研究水準のさらなる高度化、個性・特色の明確化、大学運営基盤の強化等を図る。

← 平成20年度:54件採択(344校 参加)      平成21年度:38件採択(194校 参加)  
補助期間:3年間

### ①-2「大学間連携共同教育推進事業」(平成24年度～平成28年度)

国公立大学等が、学長のリーダーシップの下、以下の視点を踏まえ、地域や分野に応じて相互に連携し、社会の要請に応える共同の教育・質保証システムを構築することにより教育改革を推進。

- ◆使命の明確化:自らの強みを活かし、これからの社会にいかなる人材を育成・輩出するか、使命を明確に提示
- ◆教育改革:大学の垣根を超えた、社会の多様な課題を解決に導く学位課程の構築
- ◆社会との協働:学生を送り出す地域や分野に関わるステークホルダー(自治体、学協会等)と課題を共有、協働し、構想から実行、評価までを実施する体制の整備

← 平成24年度:49件採択(291校 参加)  
補助期間:5年間

### ①-3「地(知)の拠点大学による地方創生支援事業」(COC+) (平成27年度～平成31年度)

国公立大学、地方公共団体、企業等の各種機関が協働し、学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓するとともに、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行。

← 平成27年度:42件採択(277校 参加)  
補助期間:5年間

### ②私立大学等改革総合支援事業(平成25年度～)

教育の質的転換や、産業界・他大学等との連携等の改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等を支援。  
平成29年度から、各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成支援のタイプを新設。

# これまでの大学間連携について⑤

## 3. 全国大学コンソーシアムの整備

- ・近年、全国各地で大学間の連携や地域社会・産業界との連携による「大学連携」・「大学コンソーシアム」等の取り組みが進められている。
- ・こうした形態は各種事務・事業の共同実施により限られた資源の効率化を図るのみならず、教育・研究の質向上、多様な教育ニーズへの対応、知の社会への還元等の成果が期待されている。
- ・平成16年11月には、各地の大学コンソーシアムの間での情報交換・交流を図り、発展段階にあるわが国の連携型の教育・研究の更なる発展を目指すための場として、「全国大学コンソーシアム協議会」が発足。
- ・平成27年3月時点では45団体となっている。



# 大学間連携の具体的事例①

- 事例Ⅰ 小規模な大学間で、各大学の強みを生かした科目を相互提供
- 事例Ⅱ 特定の資格に関する科目を複数大学間で相互提供
- 事例Ⅲ 地域に関する科目を複数大学間で相互提供
- 事例Ⅳ 地方と都心の大学間での学生交流や都心大学の地方ブランチ開設等により多様な教育を提供

## 事例Ⅰ 小規模な大学間で、各大学の強みを活かした科目を相互提供

### <京都府立大学、京都工芸繊維大学、京都府立医科大学による教養教育の共同化>

**課題** 3大学は小規模であることに加え、1大学で全ての分野をカバーしておらず、開講できる教養教育の科目数が限られていた

連携の推進

■各大学が提供した教養科目を「共同化科目」とし、学生が所属する大学において自大学の正規の科目として単位認定を実施

【平成29年度】

京都府立大学（政治、地理、歴史など）	24科目
京都工芸繊維大学（美術、化学、数学、物理、産業技術史など）	31科目
京都府立医科大学（医学、心理、生物など）	12科目
京都三大学教養教育研究・推進機構（京都学など）	13科目
	合計80科目

■寄付金を活用し、教養教育共同化施設として「稲盛記念会館」を設置し、共同の実施拠点を確保

■教養教育共同化を進める組織として「京都三大学教養教育研究・推進機構」を設立

■3大学の学年歴を統一して学生の受講を円滑に

連携の結果

□各大学の強みと特徴を生かした科目を提供し合うことにより、学生の科目選択の幅を広げ、学修意欲が一層高まる

□文系、理工系、医学系の専門分野や将来の志望の異なる3大学の学生が授業で混在し、多様な視点や価値観を交流して、一緒に学ぶ学修空間を創出

# 大学間連携の具体的事例②

## 事例Ⅱ 特定の資格に関する科目を複数大学間で相互提供

＜兵庫教育大学、兵庫県立大学、神戸学院大学、神戸女子大学、神戸親和女子大学、武庫川女子大学による教職科目の共同化＞

**課題** 兵庫県では、これまで職場で身に付けていた教員としての指導力や指導法の継承が難しくなっており、教員養成段階において、実践力やコミュニケーション力、チームで対応する力などを育成することが求められていた

兵庫県内に大学院の教職課程を持つ6大学が連携を推進

- 6大学が連携し、大学院段階の教職課程を図るシステムモデルを構築。具体的には、大学院段階における実践的科目の導入の先鞭となる「教職アドバンスト実習」の開発と、連携大学間における「特色ある教職科目の相互提供」からなる。
- 兵庫県教育委員会と連携し、初任者研修等の研修内容の調査・研究

連携の結果

- 高度な実践的指導力を身につける教職課程の編成と大学院レベルの教員養成教育の質保証
- 現職教員研修の質の向上

## 事例Ⅲ 地域に関する科目を複数大学間で相互提供

＜福井大学、福井県立大学、福井工業大学、仁愛大学による地域志向科目の共同化＞

**課題** 福井県の社会減の大きな特徴として、大学進学・就職時 15～24歳の県外への転出が大きい

連携の推進

- 4大学が連携し、地域志向科目を計32科目提供するとともに、インターンシップの強化・拡充
- 福井駅に隣接する建物内に拠点を整備(福井県の無償貸与)。拠点と各大学は遠隔授業システムで接続され、各大学のキャンパスでも授業の参加が可能

連携の結果

- 地域が求める人材の育成 地域への定着率の増加



# 大学間連携の具体的事例③

事例Ⅳ 地方と都心の大学間での学生交流や都心大学の地方ブランチ開設等により多様な教育を提供

## ＜沖縄国際大学による遠隔地にある大学との単位互換等＞

課題 沖縄県出身の学生にとって、「一度県外に出て生活してみたい」「経済的な理由から県外の大学を断念したが、国内留学ができるなら」との希望がある

■  
連携の推進



■札幌学院大学、名城大学、京都学園大学、桜美林大学、熊本学園大学、松山大学と単位互換協定を締結し、毎年40名程度の学生を派遣

■一定の要件を満たした学生に奨学金(授業料の半額に相当する額)を支給

■  
連携の結果



□学生の満足 一方で地域への定着率には影響なし

# これまでの統合(国立大学)

平成9年度(101大学)をピークに医科大学と総合大学との統合や単科大学と総合大学との統合等により、平成19年度には86大学となった。

## 1 国立大学の統合

### (1) 医科大学と総合大学との統合

統合年度	統合後	統合した大学
平成14年度	山梨大学	山梨大学、山梨医科大学
平成15年度	福井大学	福井大学、福井医科大学
〃	島根大学	島根大学、島根医科大学
〃	香川大学	香川大学、香川医科大学
〃	高知大学	高知大学、高知医科大学
〃	佐賀大学	佐賀大学、佐賀医科大学
〃	大分大学	大分大学、大分医科大学
〃	宮崎大学	宮崎大学、宮崎医科大学

### (2) 単科大学と総合大学、単科大学との統合

統合年度	統合後	統合した大学
平成14年度	筑波大学	筑波大学、図書館情報大学
平成15年度	東京海洋大学	東京商船大学、東京水産大学
〃	神戸大学	神戸大学、神戸商船大学
〃	九州大学	九州大学、九州芸術工科大学

## 2 国立大学法人化後の統合

統合年度	統合後	統合した大学
平成17年度	富山大学	富山大学、富山医科薬科大学、高岡短期大学
平成19年度	大阪大学	大阪大学、大阪外国語大学

# これまでの統合等(公立大学等)①

平成期に入り公立大学が急増し、平成元年に39大学だったが現在89大学となっている。この間、大学の統合や私立大学から公立大学への設置者変更などがあった。

89の公立大学のうち74大学が公立大学法人(69法人)による設置である。

## ○公立大学の統合(平成16年度以降)

統合年度	統合後	統合した大学
平成16年	兵庫県立大学	神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学
平成17年	首都大学東京	東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学
〃	山梨県立大学	山梨県立女子短期大学、山梨県立看護大学
〃	大阪府立大学	大阪府立大学、大阪女子大学、大阪府立看護大学
〃	県立広島大学	広島県立大学、県立広島女子大学、広島県立保健福祉大学
平成20年	長崎県立大学	長崎県立大学、県立長崎シーボルト大学
平成21年	愛知県立大学	愛知県立大学、愛知県立看護大学

## ○一法人複数大学設置

設立年度	法人名	設立団体	設置する大学
平成17年度	公立大学法人首都大学東京	東京都	首都大学東京(平成17年度統合・新設) 産業技術大学院大学(平成18年度新設)
平成19年度	愛知県公立大学法人	愛知県	愛知県立大学(平21年度愛知県立看護大学統合) 愛知県立芸術大学
平成20年度	京都府公立大学法人	京都府	京都府立医科大学、京都府立大学
平成23年度	石川県公立大学法人	石川県	石川県立大学、石川県立看護大学
平成23年度	高知県公立大学法人 (平成27年度法人合併)	高知県	高知県立大学 高知工科大学(平成21年に私学⇒公立大学法人高知工科大学設立)

# これまでの統合等(公立大学)②

## ○ 私立大学から公立大学への設置者変更

大学名	私立大学開設年度(設置経費)	公立大学法人への設置者変更	設立団体
高知工科大学	平成9年度(高知県が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成21年	高知県
静岡文化芸術大学	平成12年度(静岡県が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成22年	静岡県
名桜大学	平成6年度(沖縄北部12市町村と沖縄県が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成22年	北部広域市町村圏事務組合(12市町村)
公立鳥取環境大学	平成13年度(鳥取県及び鳥取市が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成24年	鳥取県、鳥取市
長岡造形大学	平成6年度(長岡市が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成26年	長岡市
福知山公立大学	平成12年度(福知山市が設置経費(土地建物含む)の一部として27億円を補助)	平成28年	福知山市
山陽小野田市立 山口東京理科大学	平成7年度(前身の短期大学設置時に小野田市から校地の無償譲渡、宇部市から創設費27億のうち21億を補助。短大から4年制大学への改組転換時に小野田市から校地の無償譲渡及び設置経費一部補助)	平成28年	山陽小野田市
長野大学	昭和41年度(塩田町(現上田市)が設置経費(土地建物含む)を全額補助)	平成29年	上田市

# 大学統合の具体的事例(公立大学)

## 統合の背景

- 社会経済情勢の変化と大学への期待感の高まり
- 18歳人口の急激な減少(H4⇒H23:4割減少)
- 学生の多様化
- 大学改革の進展
- 行財政改革の推進

## 統合の考え方

- 府立の各大学が持つ、異なるポテンシャルの相乗効果を引き出すとともに、類似の分野については重複の解消を図るなど、戦略的な高度化・重点化・スリム化を進め、新しい時代に対応した教育研究組織を構築
- 経営の自立性の向上(スリム化により捻出した財源は、教育研究の高度化・新規事業の財源へ充当)
  - ① 教員組織のスリム化:学部・学科等編成の重点化・スリム化と併せて、概ね10年間で現行定数を25%削減
  - ② 事務の集約と効率化:効率的効果的な運営を目指して、それぞれの学部事務や対外的窓口業務を「総務事務」、「学生関連及び教務事務」部門に集約・アウトソーシング化等の導入により、人件費及び管理的経費(新規事業分を除く)について、平成22年度において法人化当初比7%削減

## 組織規模・教育研究組織の推移

統合前(H16): 9学部9研究科  
 経常経費: 180億円  
 役員: -  
 常勤教職員数: 教員833人、職員 296人  
 学生収容定員: 6, 971人

統合後(H17): 7学部6研究科  
 経常経費: 175億円  
 役員: 理事長1名、理事5名、監事2名  
 常勤教職員数: 教員817人、職員276人  
 学生収容定員: 6, 828人

現在(H28): 4学域7研究科  
 経常経費: 142億円  
 役員: 理事長1名、理事6名、監事2名  
 常勤教職員数: 教員646人、職員164人  
 学生収容定員: 6, 941人

大阪市大と  
統合協議中

### 大阪府立大学(5学部6研究科)

工学部	工学研究科
農学部	農学生命科学研究科
経済学部	経済学研究科
総合科学部	人間文化研究科
	理学研究科
社会福祉学部	社会福祉学研究科

### 大阪府立大学(H17)

工学部	工学研究科
生命環境科学部	生命環境科学研究科
理学部	理学系研究科
経済学部	経済学研究科
人間社会学部	人間社会学研究科
看護学部	看護学研究科
総合リハビリテーション学部	

### 大阪府立大学(H28)

現代システム科学域	工学研究科
工学域	生命環境科学研究科
生命環境科学域	理学系研究科
地域保健学域	経済学研究科
	人間システム科学研究科
	看護学研究科
	総合リハビリテーション学研究科

H24 再編

### 大阪女子大学(2学部2研究科)

人文社会学部	文学研究科
理学部	理学研究科

### 大阪府立看護大学(2学部1研究科)

看護学部	看護学研究科
総合リハビリテーション学部	

## 【教育研究組織の再編の考え方・期待される効果】

- 公立大として、「研究型」並びに「高度専門職業人養成型」大学を特色として打ち出し
- 府の政策課題との近接性を検証し、教育研究組織を再編(特に産学官連携機構の設置)
- 基礎教育・教養教育の充実(総合教育研究機構の設置。1年次共通教育科目は中百舌鳥キャンパスで実施。)
- 大阪女子大学の廃止に伴う用地の売却益をキャンパス・教育研究環境の整備充実に充当
- 学科ごとに他の大学と代替性を検証、学生定員のスリム化も含め、見直し

# これまでの統合等(私立大学等)

平成15年度から平成27年度にかけて、全体として14校が6校に統合されている。  
(短大から大学への改組を除く)

## ○ 大学の統合

平成20年度 慶応義塾大学・共立薬科大学 ⇒ 慶応義塾大学

慶応義塾大学薬学部・薬学研究科開設、学生転籍

東海大学・九州東海大学・北海道東海大学 ⇒ 東海大学

東海大学に総合経営学部、国際文化学部、芸術工学部、産業工学部、  
生物理工学部、農学部等を設置

平成21年度 関西学院大学・聖和大学 ⇒ 関西学院大学

聖和大学としての募集を停止、関西学院大学教育学部(幼児・初等教育学科、  
臨床教育学科)、聖和短期大学(保育科)として募集

平成23年度 上智大学・聖母大学 ⇒ 上智大学

聖母大学としての募集を停止、上智大学総合人間科学部看護学科及び総合人間  
科学部看護学専攻として募集

平成25年度 常葉学園大学・富士常葉大学・浜松大学 ⇒ 常葉大学

⇒15ページ参照。

平成27年度 桐蔭横浜大学法科大学院・大宮法科大学院大学 ⇒ 桐蔭法科大学院

平成29年5月に桐蔭法科大学院は平成30年度以降の学生募集停止を公表

## ○ 私立大学の廃止(他大学への統合に伴う廃止及び短大を除く)平成15年度以降10校

立志館大学、日本伝統医療科学大学院大学、東和大学、創造学園大学、愛知新城大谷大学、  
映画専門大学院大学、神戸ファッション造形大学、三重中京大学、聖トマス大学、神戸夙川学院大学

# 大学統合の具体的事例(私立大学)

18歳人口の急減期

3大学の実績・特色を継承しつつ統合

## 教育研究活動のさらなる充実と、長期的な経営基盤の強化へ

- |   |                        |   |                   |
|---|------------------------|---|-------------------|
| 1 | より多様な高等教育を地域社会に提供      | 2 | 地域社会で活躍できる若手人材の育成 |
| 3 | 教育研究活動の成果を地域社会へフィードバック | 4 | 学生募集の強化           |
| 5 | 組織の集約・適正化              |   |                   |

統合前(H24)	常葉学園大学 (3学部)	富士常葉大学 (4学部)	浜松大学 (3学部)
入学者 (充足率)	563(108%)	284(77%)	476(76%)
在籍者 (充足率)	2,170(106%)	1,269(79%)	1,850(68%)

平成25年 同一法人内で統合

※キャンパスは静岡市・浜松市・富士市に所在

統合4年目(H28)	常葉大学 (10学部 (既存学部の再編8 + 新設2))
入学者 (充足率)	1,812(108%)
在籍者 (充足率)	7,010(102%)

効果

教育理念の明確化  
カリキュラム改善を中心に大学改革  
スケールメリット  
等

ブランド力の向上、地域社会からの信頼獲得、  
学生募集の改善・定員充足

入試志願者数 H24(統合前・3大学合計) 約4,800人  
→H28(統合4年目) 約14,700人

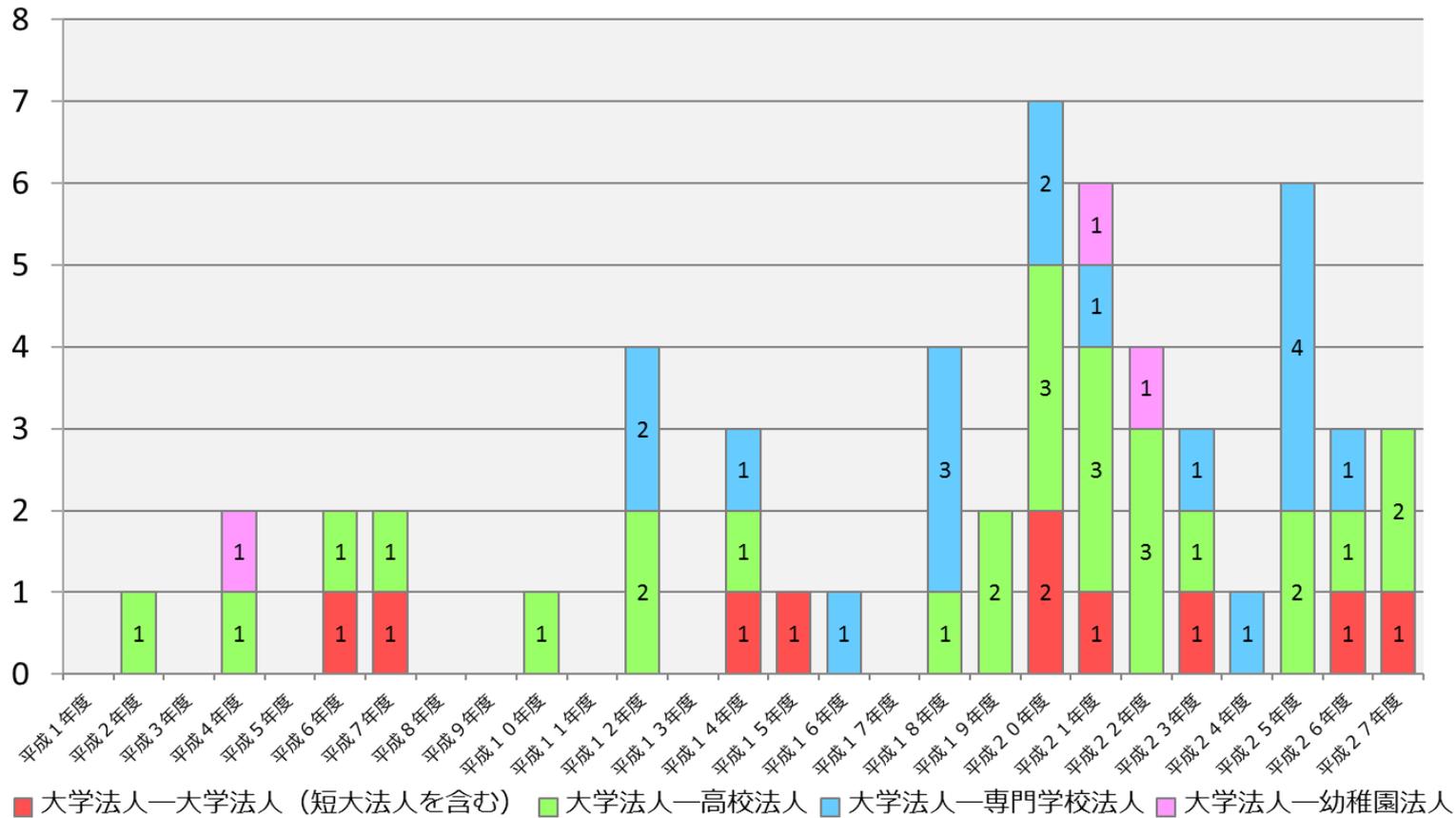
課題

3キャンパスの更なる連携強化・融合

# 学校法人の合併数の推移

学校法人の合併数は、近年やや増加傾向が見られる。（平成15年度以降の合併数41件）  
特に、大学法人と高校法人・専門学校法人間の合併が多く見られる。

## ○ 学校法人の合併（平成元年度以降）

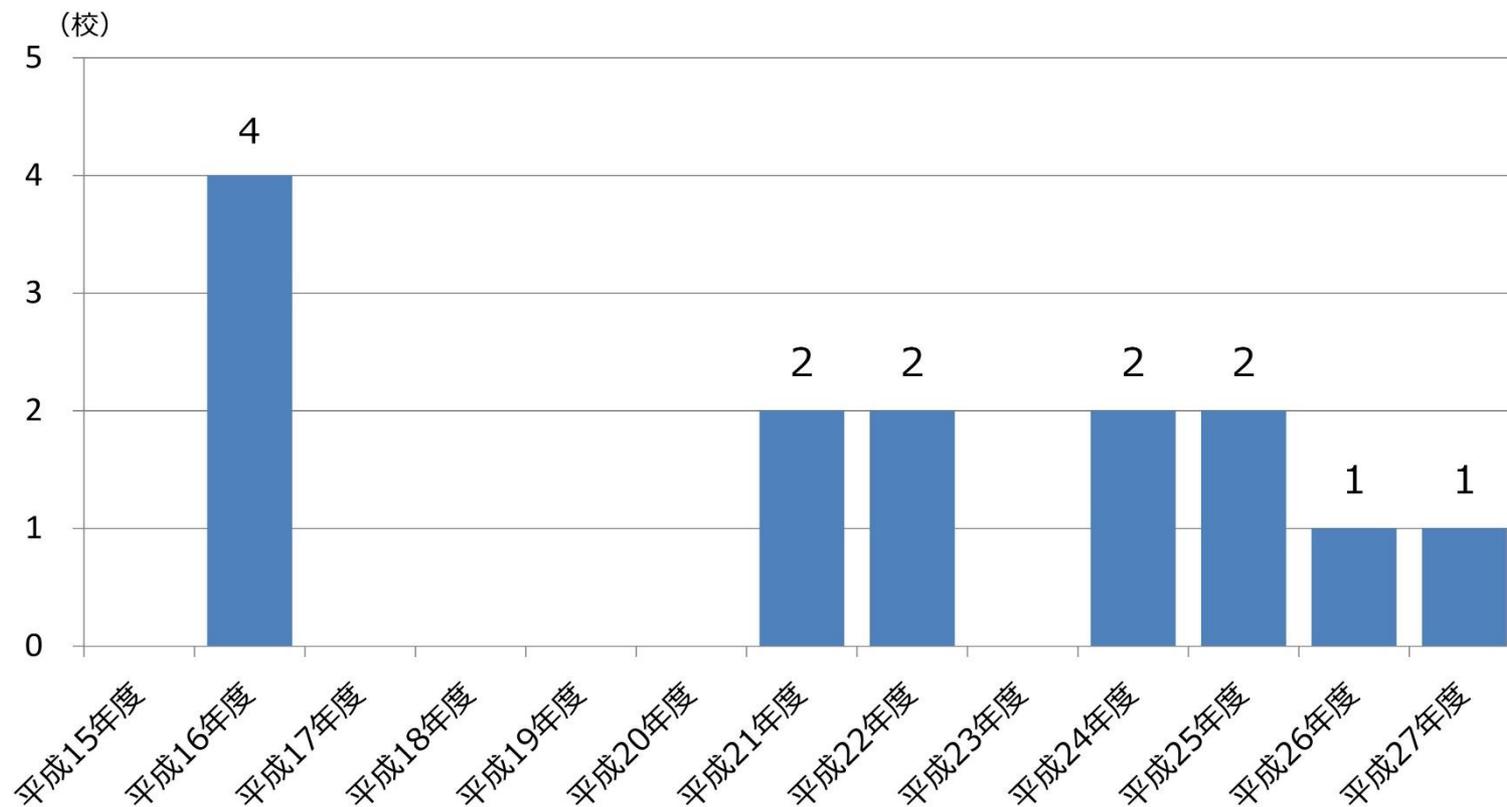


（出典）文部科学省調べ ※新法人体制の開始日を基に作成

# 解散した文部科学大臣所轄学校法人の数の推移

文部科学大臣所轄学校法人の解散(他法人との合併に伴う解散は除く)は、平成15年度以降平成27年度までで14件あった。

## ○解散した文部科学大臣所轄学校法人の数の推移(平成15年度以降)



※他法人との合併に伴う解散は除く。

(出典) 文部科学省調べ

# 大学の連携・統合に係る提言等について①

## 1 「大学改革実行プラン～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～(平成24年6月)」から抜粋

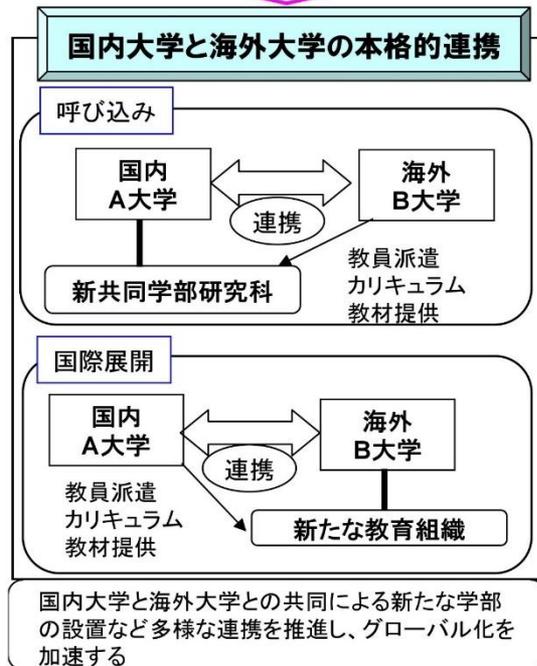
### 国立大学改革【多様な大学間連携(制度的イメージ)】

#### 現状

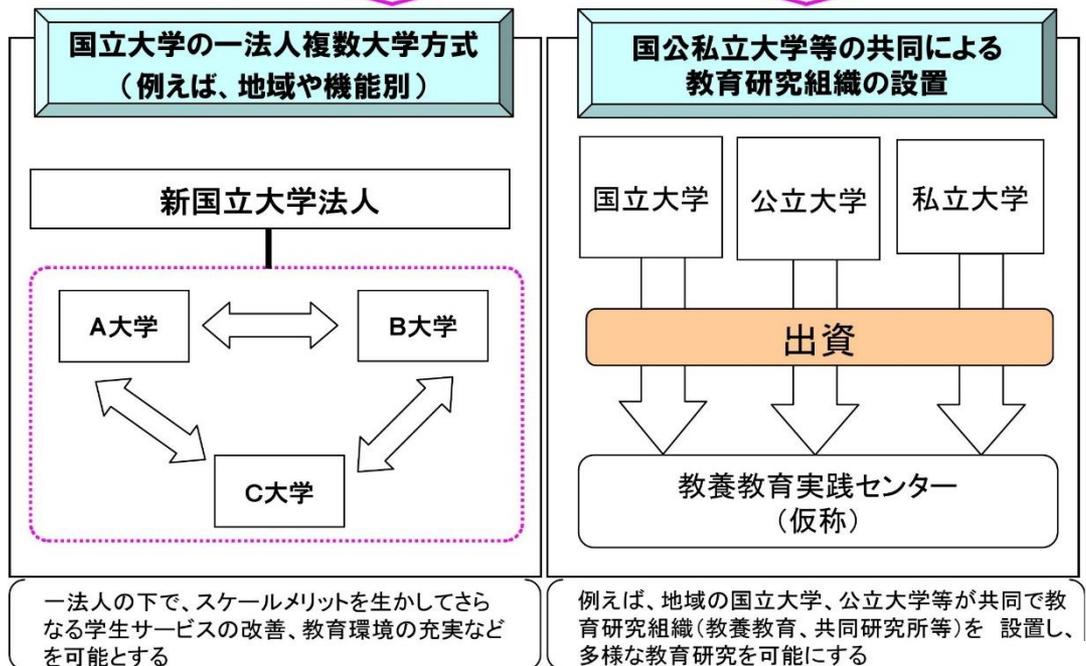
- ・これまでも、教育課程の共同実施制度の導入や、同一都府県内にある国立大学同士の統合等の取組は実施
- ・大学の機能(国際競争力のある人材育成・知的基盤の形成等)の一層の強化のためには、さらに多様な大学間連携が必要

- ◆ 大学の機能を再構築し、強化する視点から、連携方策を拡大。
- ◆ 大学の主体的判断により、これまでできなかった取り組みが可能となるよう検討。

#### I. 戦略的な国際展開のための大学連携の促進



#### II. 連携のための多様な制度的枠組みの整備



# 大学の連携・統合に係る提言等について②

## 2 「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」での議論について

○平成27年12月の中教審3答申(教員の養成・採用・研修の一体的改革、学校の組織運営改革(チーム学校)、学校と地域の連携・協働の推進)や平成32年度からの新学習指導要領への対応など、「次世代の学校・地域」を実現する上で、質の高い教員の養成が一層求められる一方で、少子化の進行とともに、今後教員需要が減少する時期を迎えている。

○教員需要の減少期の到来の一方で、教員の専門性の高度化が求められる中で、平成28年9月から「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」において、我が国の教員養成の中心的な役割を果たすべき国立教員養成大学・学部が、限られた資源の中で、エビデンスに基づいて教員養成機能を着実に高め、我が国の学校教育全体の質の向上をリードすることを目的に議論を行っており、本年8月末に報告書を取りまとめる予定。

○その中では、教員養成機能の強化のための方策として、大学間連携に関連する事項にも言及している。

### 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議「報告書(案)」の概要 平成29年8月1日会議資料より抜粋

- 十分な予算、優秀かつ多様な人材、一定の規模と効率性の確保による機能強化のため、
  - ・各地域の今後の教員需要の推移等に基づく入学定員の見直し
  - ・近隣の国公立大学と連携した一部教科の教員養成機能の特定大学への集約
  - ・総合大学と教員養成単科大学など、大学間で教員養成機能を統合
  - ・附属学校の現在の規模や学校数等の検証 など

以上について、各大学が、第3期中期目標・中期計画期間中(平成33年度まで)に一定の結論をまとめるべき。

併せて、国は、改革を進める大学に対して財政面を含む支援を検討するとともに、各大学の機能強化と効率化を後押しする大学設置基準の改正を検討すべき。

# 大学の連携・統合に係る提言等について③

## 3 「私立大学等の振興に関する検討会議 議論のまとめ(平成29年5月15日)」から抜粋

### <大学間連携等の促進について>

- 私立大学が、限られた資源の中で強みを生かし・弱みを補いながら、求められる役割を最大限果たしていくためには、大学コンソーシアム等の大学間連携の一層の推進が必要である。大学教育再生加速プログラムにおける幹事校を中心とした成果の普及・発信の積極的な取組や、大学コンソーシアムの取組など、全国で多様な連携の取組が進んでいるが、大学間連携が単位互換等の緩やかな連携にとどまっている地域も見られる。
- 各私立大学の特色化・強みのある分野への資源集中を本格的に促していくため、複数大学が協力した授業や学生の募集、施設設備・調達・事務処理等の共同化や教育研究資源の有効活用のための連携など、支出の効率化を含め、さらに進んだ連携を促進し、効果的・効率的な学校運営を可能としていくことが必要である。
- 特に地方の大学において、都道府県等の地元自治体や産業界等と大学がプラットフォームを形成し、地域の高等教育に関する中長期計画の策定や地域政策と連動した産学連携を行うなど、地域と大学が密接に連携する取組を支援し、地域に大学が貢献すると同時に、大学が地域から支援を得るなど、大学を取り巻く各種主体と幅広い連携を進めていくことが重要である。
- また、例えば各法人の成り立ちや独自性を活かし一定の独立性を保ちつつ緩やかに連携し、規模のメリットを活かすことができる経営の幅広い連携・統合の在り方、国公私の設置者の枠を超えた連携・協力の在り方、事業譲渡的な承継方法など、各私立大学の建学の精神の継承に留意しつつ、より多様な連携・統合の方策について検討していく必要がある。

### <文部科学省・私学事業団等の支援の充実について>

- 私立大学が上記の点を含め、経営強化の取組を進めるためには、まずは各大学自身が、自らの強み・弱みを適切に把握することが重要である。  
各大学のこうした分析やそれに基づくビジョンの策定に関して、私学事業団や文部科学省などにおいては、十分なアドバイスを行う体制の充実が求められる。

# 大学の連携・統合に係る提言等について④

## 4 「高等教育における国立大学の将来像(中間まとめ)(平成29年6月14日) 一般社団法人 国立大学協会」から抜粋

### 規模及び経営形態

○国立大学の1大学当たりの規模については、スケールメリットを生かした資源の有効活用や教育研究の高度化・シナジー効果を生み出すために、規模を拡大して経営基盤を強化することを検討する。このため、アメリカのカリフォルニア大学システムやフランスの複数大学による連合体の成果や課題を参考にしながら、全都道府県に独立性・自律性を持った国立大学(キャンパス)を維持しつつも、複数の地域にまたがって、より広域的な視野から戦略的に国立大学(キャンパス)間の資源配分、役割分担等を調整・決定する経営体を導入することを検討する。

### (3) 克服・改善すべき課題

#### ⑥大学間の連携・協働と国立大学総体としての総合力の発揮

- ・各国立大学は、これまでそれぞれの置かれている状況の中で個別に改革に取り組んできたが、限られた資源の中で多様な教育・研究を充実・発展させるためには、大学間の連携・協働を強化し、人的・物的資源の共有を進めることが不可欠である。各方面との連携においても、個別大学ではなく複数大学によるコンソーシアムを形成して展開することを考えるべきである。この場合、国立大学の枠にとらわれず、公私立大学や高等専門学校をはじめとする各種教育研究機関とも連携し、特に地方の国立大学は地域の高等教育機関の中核としての機能を果たすことが求められる。また、産業界との連携研究などにおいても、大学共同利用機関の参画も含め大学群を形成して、解決が求められる問題に挑戦するような仕組みを検討する。
- ・一方、国立大学は、それぞれ多様な個性・特色を有するものの、基本的には同一の法制度の下で多くの特徴を共有しており、国からの財政支援を効率的に活用する観点からも、連携・協働や役割分担を積極的に推進し、国立大学総体としての総合力の発揮に努める。このため、様々な課題に応じたコンソーシアム、ネットワーク、拠点等を形成することはもとより、国立大学間で主体的に各分野の教育・研究についての役割分担を調整する仕組みを設けることも検討する。例えば、教育において共通の水準を明確にし、科目ナンバリングなどでそれを明示することにより、学生が一つの大学内又は複数の大学をまたぐ教育プログラムを履修することが可能となる。

# 今後の課題について

今後、18歳人口が減少することを踏まえ、高等教育全体の規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保について検討する必要がある。

前回の将来構想部会で平成45年度の推計をお示しした通り、地域によって将来の大学進学者数や入学定員充足率、県外への流出・県内への流入の割合、国公私との割合等が異なっていると同時に、地方の私立大学ほど厳しい経営状況に陥る傾向にあるなど、地域によって高等教育の置かれている状況も異なっている。

各地域において、2040年頃においても、質の高い高等教育機関が存在し、希望する者が適切にアクセスできる機会を確保するために議論が進められることは、進学希望者のみならず、地域の発展にも重要である。そのために、各大学の教育資源と現代のテクノロジーを最大限に活用する観点から、今後、連携方策を多様化し更なる連携を進めるとともに、統合方策についても検討する必要があるのではないかと。

## 【連携に係る現状の課題例】

- 連携の多くが同地域内に留まっている。
- 資格に関する科目については、課程認定やコアカリキュラムの関係から、受講者が少なくとも設置する必要がある。
- 全ての科目を自大学で開設することが設置基準上の原則となっている。これは、単位互換等をする際も同様で、同じ科目を自大学で開設することが前提となっている。
- 教員は一つの大学に限り専任となることが原則となっている。

## 【統合に係る現状の課題例】

- 学校法人の統合については私立学校法等の規定があるが、国公私を通じた統合の仕組みはない。
- 国立大学法人は1大学のみでの設置であり、学校法人と異なり、複数大学の設置は認められていない。
- 各法人の独立性や独自性が強く、企業等と異なり自律的な連携・統合が進みにくい。
- 特に私立大学は、建学の精神の承継の観点から法人の自主性を尊重しつつどのように統合を促進するかが課題。